

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第四条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ、第七条第四項第六号イ及びロ並びに第八号イ及びホ、第十条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第十二条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ並びに第十五条第四項第一号、第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで並びに別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号は、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について
金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二号イ及びロ並びに第六号ホ、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホ、第六条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ並びに第七号イ及びロ並びに第八号ホ並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで及び別紙様式第一号から別紙様式第四号までの規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二号イ及びロ並びに第六号ホ並びに第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定並びに附則別紙様式

第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第四項第八号ホの規定並びに附則別紙様式及び別紙様式第一号は、適用日以後に終了する事業年度に係る書面について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る書面については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する告示の一部改正）

第六条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十四号）の一部を次の

ように改正する。

附則第四条第一項中「適用日以後」を「適用日から平成二十七年六月二十九日までの間」に改め、「同じ。」の下に「及び同月三十日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十号）の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「適用日以後」を「適用日から平成二十七年六月二十九日までの間」に改め、「終了する中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面」の下に「及び同月三十日以後に終了する中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面」を加える。